

大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令について(案)

概要

以下の2省令において、下記の事項を規定する。

- ・大学等における修学の支援に関する法律施行規則
- ・独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

下線は「制度の具体化の方針」（平成30年12月関係閣僚合意）で示された事項を補完する内容

(1) 支援措置の対象となる学生の認定要件

①学生及び生計維持者の収入額・資産額に関すること

- ・収入額：住民税の課税標準額を基に算出される額で規定
- ・資産額：生計維持者が、2人の場合2,000万円未満、1人の場合1,250万円未満

②学業成績・学修意欲に関すること

- ・高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認する
- ・予約採用時の高等学校での意欲等の確認、高等学校卒業程度認定試験合格者の対象者、在学採用の対象者の範囲及び意欲等の確認について規定

③その他

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること
- ・高校卒業後2年以内に入学が認められた者等*であること
 - * 高卒認定試験が受験可能となってから5年の間に合格者となり、2年以内に入学が認められた者等

(2) 学生が支援措置を受けられる大学等の確認要件（機関要件）

①実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上配置されていること

②法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること

③厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること

④財務諸表等の情報・教育活動に係る情報を開示していること

⑤大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関すること

※専門学校の収容定員の充足率に関する基準については、その実態を踏まえて、経営措置を設定

(3) 他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の額の調整

①対象者（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の受給者等）

②調整後の給付型奨学金の額（0円とする）

(4) その他

支援対象者の認定手続、機関要件の確認手続等について規定

(5) 施行日

大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和2年4月1日予定）

※省令に規定する給付型奨学金の予約採用及び機関要件の確認に係る準備行為は、公布後直ちに実施

今後の予定

公布日：令和元年6月28日（予定）

- ※ なお、以下の事項については、引き続き文部科学省において検討し、追って省令で規定することを予定
- ・家計急変時の支援対象者の認定に関すること
 - ・進学後の学業成績の基準（GPA等が下位1/4に属することが連続する場合）における「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例」に関すること 等